



地域安全ニュース

令和4年11月



11月25日から12月1日は

『犯罪被害者週間』です！

～社会全体で犯罪被害者やそのご家族を支えましょう～



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョッとちゃん」

●犯罪被害者等の抱える様々な問題●

犯罪被害者やそのご家族は、命を奪われる(家族を失う)、けがをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけではなく、

- 事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調
- 医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮
- 捜査や裁判の過程における精神的、時間的な負担
- 周囲の心ない言葉やマスコミの取材などによるストレス

など、被害後に生じる様々な問題にも苦しめられます。

このような状況を知り、一人一人が犯罪被害者等について考えることが大切です。

●警察の取組●

警察は、被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止などを通じ犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担う機関であることから、犯罪被害者等の視点に立った各種施策の推進に努めています。

また、舞鶴警察署は、平成11年に舞鶴犯罪被害者支援連絡協議会を設立し、行政機関や民間の支援機関と連携して、事案発生時における対応力の向上や、犯罪被害者の実情を伝える広報啓発活動等を行っています。

犯罪被害者等が受けた被害の回復・軽減には、周囲の方の理解や共感、配慮及び協力がとても大切です。地域社会において、犯罪被害者等が受けた痛み、命の大切さ、支援の必要性等に理解が深まれば、「社会全体で犯罪被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた機運が醸成され、ひいては「安全で安心して暮らせる地域社会」の実現にも大きく役立つものと期待されます。



舞鶴警察署 警務課 犯罪被害者支援係

0773-75-0110